



# TaxFlash

Tax Indonesia / 2025 年 2 月 / 第 5 号

その他の価値を VAT の課税標準として使用する取引に関する VAT 規則の調整と、一定の割合を使用した VAT 税率の調整<sup>P1</sup>

政府が負担する第 21 条所得税に係る優遇措置<sup>P4</sup>

土地付き住宅および居住用ユニットに対する VAT 優遇措置の延長<sup>P5</sup>

バッテリー式電気自動車への VAT 優遇措置延長と低炭素排出車向け LST 優遇措置導入<sup>P6</sup>

## その他の価値を VAT の課税標準として使用する取引に関する VAT 規則の調整と、一定の割合を使用した VAT 税率の調整

2024 年末、政府は VAT 税率を 12% に引き上げると発表しました。これにより、2025 年以降は課税対象物品・サービスの大半では実質 11% の VAT 税率が適用されることになりますが、一部の奢侈品に関しては 12% の VAT 税率が課されます。一方、VAT 税の課税標準がその他の価値 (Dasar Pengenaan Pajak、以下「DPP Nilai Lain」とされているもの、あるいは税率が一定額に決められているものについては、この新しい規則の適用外となります。したがって、この区分に含まれる物品・サービスについては、VAT 税率が 12% に引き上げられる可能性があります。

2025 年 2 月 4 日、財務大臣は PMK-11<sup>1</sup> を発効し、本区分の商品・サービスに関し、VAT インボイス上は 12% と記載されるものの、「実効」VAT 税率が 11% となるよう調整しています。本規則は、2025 年 1 月 1 日以降の取引について適用されることになります。

以下に、本区分に該当する商品・サービスの詳細と、本規則の下での VAT の取扱いを示します。

### 1. DPP Nilai Lain の対象商品・サービス

DPP Nilai Lain 制度の下では、VAT の課税標準は通常の課税標準、例えば小売価格ではなく、別の一定の価値を課税標準としています。

PMK-11 では、従来の規定における DPP Nilai Lain の価値に 11/12 を乗じて調整し、現行の VAT 税率 12% を掛けた結果、当初の DPP Nilai Lain に 11% の VAT 税率を適用したのと同等の VAT 額となるように措置しています。以下は本規則の下で、現行の 12% の VAT 税率の課税ベースとなる「DPP Nilai Lain」の一覧です。

商品・サービス	DPP Nilai Lain
自家使用または無償贈答品	売上原価(販売価格から粗利益を控除した額)の 11/12
映画作品	1 映画作品あたりの平均収益の 11/12

<sup>1</sup> 財務大臣規則 2025 年第 11 号 (PMK-11) 2025 年 2 月 4 日公布・発効

商品・サービス	DPP Nilai Lain
法人清算時の販売目的外の残存在庫または資産	市場価格の 11/12
仲介業者を経由した課税商品の引渡し	仲介業者と買い手の合意価格の 11/12
競売人を経由した課税商品の引渡し	競売価格の 11/12
販売目的外の資産の無償贈答	市場価格の 11/12
VAT インボイス上で人件費相当額が区分表示される VAT 課税受託業務	委託サービス料のうち人件費部分を除いた額の 11/12
VAT インボイス上で放送部分が別建て請求される広告関連サービス	広告サービス料のうち非広告放送部分を除いた額の 11/12
輸入映画作品	1 コピーあたり 1,200 万ルピアの 11/12
プリペイド携帯電話および SIM カード初期パックに係る配送:	
✓ 通信事業者または一次販売店による配送	請求額の 11/12
✓ 二次販売店から最終顧客への転売による配送	次の販売店への請求額の 11/12
✓ 二次販売店による最終顧客への直接配送	販売価格の 11/12
電力トークン販売店による電力トークン分配に関する決済サービス	以下の 11/12: <ul style="list-style-type: none"><li>• 手数料もしくは事務手数料、または</li><li>• マージン(地方税および印紙税を除く)</li></ul>
• バウチャー利用によるマーケティングサービス • バウチャーフラッシュに係る決済サービス • 顧客向けロイヤリティ・ポイントプログラムに関するサービス	11/12 of: <ul style="list-style-type: none"><li>• 手数料・委託料 - 委託販売の場合</li><li>• マージン - 委託販売以外の場合</li></ul>
自由貿易地域(Free Trade Zone、以下「FTZ」)の事業者が、同地域内で加工等を行うことなく、非奢侈品または原材料を関税地域内の他の地域(Tempat Lain di Dalam Daerah Pabean、以下「TLDDP」)へ納品する取引	関税等の課税価格算定基準額(VAT および奢侈品販売税(Luxury-goods Sales Tax、以下「LST」)を除く)の 11/12
一時的に FTZ へ搬出された非奢侈品で、規定期限内に再搬入されなかったもの	公正市場価格の 11/12
一時的に TLDDP から FTZ へ持ち込まれた非奢侈品で、期限内に持ち出されなかったもの	公正市場価格の 11/12
政府指定事業者による非補助対象液化石油ガス(Liquefied Petroleum Gas、以下「LPG」)の納品	小売価格の 0.825 倍
たばこ製品	小売価格の 9.9%
農業分野向け特定の肥料:	
✓ 補助対象部分	VAT を含む補助金額の 0.825 倍
✓ 非補助対象部分	小売価格の最高値の 0.825 倍
共同事業体(Joint Operation、以下「JO」)メンバーから JO への納品	JO 契約書に記載の各 JO の拠出額の 11/12

## 2. 一定額の VAT 税率が定められる物品・サービス

この制度では、現行の VAT 税率に、指定されたパーセンテージ、または、一定額または「実効」VAT 税率になるような計算式を乘じます。この実効 VAT 税率が課税標準に課されて VAT 額が決定されます。従来の規定では、一般に使用期間に応じて 2 種類の実効 VAT 税率が定められ、2022 年 4 月 1 日以降の期間では現行 11%、2025 年 1 月 1 日以降の期間では現行 12%に基づき、実効 VAT 税率が算出されていました。

PMK-11においては、この区分における従来の一定の割合または計算式に 11/12 を乗じて修正された値に、現行 12% の VAT 税率を適用することで、結果として旧来の 11% の現行税率を用いた場合と同等の実効 VAT 税率が算出されるよう調整されています。以下は本規制の下での関連する実効 VAT 税率の一覧です。

物品・サービスの種類	実効VAT税率
配給業者または二次配給業者による特定の非補助対象 液化石油ガスの納品	1.1/101.1
特定農産物	1.1%
中古自動車	1.1%
宅配サービス	1.1%
手数料制以外の旅行代理店業務または旅行パッケージ の提供	1.1%
運賃を含む貨物取扱サービス	1.1%
宗教目的地以外の場所への旅行を含む宗教旅行サービ ス:	
✓ 宗教目的の部分と非宗教部分が区分可能な場合	非宗教目的旅行部 分に対して1.1%
✓ 宗教目的の部分と非宗教部分が区分不可能な場 合	総売上価格に対して 0.55%
手数料制・マージン制ではないサービス: • バウチャーを利用したマーケティングサービス • バウチャー配布に関する決済サービス • 顧客向けロイヤリティ・ポイントプログラムに係るサービ ス	1.1%
債権者による買主への差押資産の納品	1.1%
製造業者による自社製造の金製品の納品:	
✓ 他の製造業者またはトレーダー向け	1.1%
✓ 最終消費者向け	1.65%
トレーダーから他のトレーダーまたは最終消費者への金 製品の納品:	
✓ トレーダーが金製品を仕入れる際にVATインボイ スを受領している場合	1.1%
✓ トレーダーが金製品を仕入れる際にVATインボイ スを受領していない場合	1.65%
トレーダーから製造業者への金製品の納品	0%
金製品製造業者またはトレーダーによる他の宝飾品の納 品	1.1%
金製品製造業者またはトレーダーによる関連サービスの 提供	1.1%
以下のサービス提供:	
✓ 保険代理店サービス	1.1%
✓ 保険・再保険仲介サービス	2.2%

物品・サービスの種類	実効VAT税率
自己建設活動	2.2%
電子商取引VAT徵収事業者におけるクリプト資産 (Crypto Asset、以下「CA」)取引価値:	
✓ CA実物取引事業者の場合	0.11%
✓ CA実物取引事業者ではない場合	0.22%
CA採掘業者が受領するCAの価値	1.1%

## 政府が負担する第 21 条所得税に係る優遇措置

2025 年 2 月 4 日、財務大臣は PMK-10<sup>2</sup>を発令し、2025 年の経済対策の一環として、一定の所得に対する政府負担の第 21 条所得税に係る優遇措置について規定しました。

PMK-10 の主な内容は以下の通りです。

### 優遇措置の種類と適用期間

政府による第 21 条所得税の負担は、2025 年 1 月から 12 月の期間に対して適用される優遇措置です。

### 対象と要件

政府による第 21 条所得税に係る優遇措置は、以下の要件を満たす特定の雇用主の従業員のみに適用されます。

#### a. 特定の雇用主:

- 履物、繊維・衣服、家具、または革製品等の産業分野で事業活動を行う、および
- PMK-10 の付録 A に列挙された事業分類(Klasifikasi Lapangan Usaha、以下「KLU」)を有する

#### b. 特定の従業員:

- 特定の従業員の条件:
  - ✓ 納税番号(Nomor Pokok Wajib Pajak、以下「"NPWP」)および居住者 ID 番号(Nomor Induk Kependudukan、NIK)が国税総局(Directorate General of Taxes、「DGT」)のシステムに連動している
  - ✓ 2025 年 1 月または 2025 年入社月の現物給与を含む総給与収入(会社規定または雇用契約に基づく)が 1,000 万ルピア以下
  - ✓ 他の政府負担の第 21 条所得税優遇措置を受給していない
- 特定の非常勤従業員:
  - ✓ NPWP および・または NIK が DGT のシステムに連動している
  - ✓ 支給される賃金額が以下のいずれかに該当:
    - 日給・週給・出来高払いの場合、日額平均が 50 万ルピア以下、または
    - 月給制の場合、1,000 万ルピア以下
  - ✓ 他の政府負担の第 21 条所得税優遇措置を受給していない

### 運用

PMK-10 では、政府が負担する第 21 条所得税は、通常雇用主が負担するか、または税額控除として与えられるべきものであっても、従業員に直接支払われなければならないと定められています。この優遇措置により増額された手取り額は、課税対象所得とはみなされません。

<sup>2</sup> 財務大臣規則 2025 年第 10 号 (PMK-10) 2025 年 2 月 4 日公布・発効

政府が負担する第 21 条所得税によって過払いが生じた場合、その超過分は従業員に対して還付されず、また雇用主に対しても相殺されません。

また雇用主には、源泉徴収票の作成が義務付けられています。2025 年 1 月から 12 月までの第 21 条月次所得税申告書の提出・修正申告は、2026 年 1 月 31 日までに実施されれば実現申告として取り扱われます。PMK-10 では、この期限を超過した場合、雇用主がこの優遇措置を受けられず、第 21 条所得税を支払わなければならぬと規定されています。

## 土地付き住宅および居住用ユニットに対する VAT 優遇措置の延長

2025 年の税制優遇措置の一環として、政府は土地付き住宅および居住用ユニットに対する VAT 優遇措置を延長し、PMK-13<sup>3</sup>を発令して 2025 年 1 月から 12 月までの VAT を適用対象とすることになりました。PMK-13 で示された施策は、従前の PMK-7<sup>4</sup> および PMK-61<sup>5</sup> と同様の内容となっています。PMK-7 に関する解説につきましては、[TaxFlash No.05/2024](#)、PMK-61 に関する解説につきましては [TaxFlash No.11/2024](#) をご参照ください。

### 優遇措置の種類と適用期間

対象不動産については、2025 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに引き渡された物件は VAT の 100%、2025 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの引き渡し物件は 50% が政府により負担されます。

### 対象と要件

今回の VAT 優遇措置が適用される土地付き住宅および居住用ユニットの条件は、従来と同様に以下のとおりです。

- a. 販売価格の最高値が 5 億ルピアであること、および
- b. 新築の土地付き住宅および住宅ユニットであること:
  - 公共事業住宅省が提供する申請システムから住宅識別コードを取得し、このコードを引渡す議事録(Berita Acara Serah Terima)および VAT インボイスに記載すること
  - すぐに使用可能な状態でデベロッパーが直接提供するものであり、過去に引き渡されたものではないこと

従来の規則と同様に、この優遇措置は個人ごとに一度だけ一つの対象不動産に対して使用することができます。以前に同様の不動産に対する VAT 優遇措置を利用したことのある個人も、PMK-13 に基づいて別の対象不動産に対してこの優遇措置を利用することができるのです。

この PMK は、2025 年 1 月 1 日より前に個人が戸建て住宅や住居ユニットを購入したもの、その取引をキャンセルした場合、当該個人は同じ戸建て住宅や住居ユニットに対して PMK-13 の規定に基づく VAT 優遇措置を享受できないことも規定しています。もし、その個人がキャンセルされた取引に対してこの優遇措置を利用した場合、規則にはそのメカニズムが明記されていないものの、税務署は未払いの VAT を徴収することができます。

<sup>3</sup> 財務大臣規則 2025 年第 13 号 (PMK-13) 2025 年 2 月 4 日公布・発効

<sup>4</sup> 財務大臣規則 2024 年第 7 号 (PMK-7) 2024 年 2 月 13 日公布・発効

<sup>5</sup> 財務大臣規則 2024 年第 61 号 (PMK-61) 2024 年 9 月 19 日公布・発効

## 運用

本政府負担の VAT 優遇措置の対象外の部分については、新たな付加価値税規則に従い、VAT インボイス上の取引コードが従来の 01 から 04 に変更されます。

引渡し時期や支払期限など、その他売主側に課される行政要件は変更なく、従来通りとなります。

## バッテリー式電気自動車への VAT 優遇措置延長と低炭素排出車向け LST 優遇措置導入

2025 年 2 月 4 日、財務大臣は PMK-12<sup>6</sup>を発令し、自動車に関する 2 つの優遇措置を設けました。PMK-12 の主な内容は以下の通りです。

### 1. 政府による特定のバッテリー式電気自動車(EV)の供給に対する VAT 免除の延長

#### 優遇措置の種類と適用期間

PMK-8<sup>7</sup>で規定されていた特定の EV の納品について、政府が VAT を負担する優遇措置が、2025 年 1 月から 12 月まで延長されます。この優遇措置の内容は従前と変わらず、対象 EV の引渡しにかかる VAT については通常の税率が適用されます。

#### 対象と要件

政府が負担する VAT 額の割合は、自動車の国内調達率(Tingkat Komponen Dalam Negeri、以下「TKDN」)により以下のように異なります。

- a) 4 輪車および・またはバスで、TKDN が 40%以上の場合、販売価格の 10%
- b) バスで TKDN が 20%以上 40%未満の場合、販売価格の 5%

優遇措置の対象となる EV は、産業省令で定められる車種リストに基づくことになります。この優遇措置の適用を受けられるのは新規登録車両のみとなります。

## 運用

2025 年 1 月から 12 月の期間に係る月次 VAT の申告および修正申告は、遅くとも 2026 年 1 月 31 日までに提出された場合、実現申告として取り扱われます。また、PMK-12 に規定されているその他の行政要件については、PMK-8 と同様の内容となっています。

### 2. 特定の低炭素排出車両(LCEVs)の納品に対する LST 優遇措置

#### 優遇措置の種類と適用期間

特定の低炭素排出車両 LCEVs の納品に対して支払うべき LST は、GR-74 によって改正された GR-73 で規定された LCEVs のグループに従い、該当する車両に適用される LST 税率に従います。ただし、支払うべき LST の一部は、販売価格の 3% 分が政府によって負担されます。この優遇措置は 2025 年 1 月から 12 月までの期間に適用されます。

#### 対象と要件

<sup>6</sup> 財務大臣規則 2025 年第 12 号 (PMK-12) 2025 年 2 月 4 日公布・発効

<sup>7</sup> 財務大臣規則 2024 年第 8 号 (PMK-8) 2024 年 2 月 15 日公布・発効

PMK-12 は、4 樽乗用車の引渡しについて、次の条件および GR-74<sup>8</sup>によって改正された GR-73<sup>9</sup>に規定された要件を満たす場合、課税対象事業者(Pengusaha Kena Pajak、以下「PKP」)に LST 優遇が認められると規定しています。

- フルハイブリッド車であること
- マイルドハイブリッド車であること、および・または
- プラグインハイブリッド車であること

GR-73 に関する解説につきましては、[TaxFlash No.17/2019](#)、GR-74 に関する解説につきましては、[TaxFlash No.12/2021](#) にご参照ください。

フルハイブリッド車などの 4 樽 LCEVs を納品する企業と車両が要件を満たしていることは、産業大臣から発行される決定書をもって証明されます。産業大臣はこの決定書を財務省に提出することになります。

## 運用

LECVs を納品する PKP に対し、PMK-12 では以下が義務付けられています。

- a) 取引コード 01 を記載した VAT インボイスを作成すること、および
  - b) 月次 VAT 申告書に、遅くとも 2026 年 1 月 31 日までに VAT インボイスを記載した上で実現申告を行うこと。また修正申告があれば併せて記載すること
- 上記の要件を満たさない場合、DGT は「政府負担の LST」を徴収する権利を有します。

---

<sup>8</sup> 政府規則 2021 年 74 号 (GR-74) 2021 年 7 月 2 日公布、2021 年 10 月 16 日発効

<sup>9</sup> 政府規則 2019 年 73 号 (GR-73) 2019 年 10 月 16 日公布、2021 年 10 月 16 日発効

## Your PwC Indonesia Contacts:

<b>Abdullah Azis</b> <a href="mailto:abdullah.azis@pwc.com">abdullah.azis@pwc.com</a>	<b>Gerardus Mahendra</b> <a href="mailto:gerardus.mahendra@pwc.com">gerardus.mahendra@pwc.com</a>	<b>Peter Hohtoulas</b> <a href="mailto:peter.hohtoulas@pwc.com">peter.hohtoulas@pwc.com</a>
<b>Adi Poernomo</b> <a href="mailto:adi.poernomo-c@pwc.com">adi.poernomo-c@pwc.com</a>	<b>Hasan Chandra</b> <a href="mailto:hasan.chandra@pwc.com">hasan.chandra@pwc.com</a>	<b>Raemon Utama</b> <a href="mailto:raemon.utama@pwc.com">raemon.utama@pwc.com</a>
<b>Adi Pratikto</b> <a href="mailto:adi.pratikto@pwc.com">adi.pratikto@pwc.com</a>	<b>Hendra Lie</b> <a href="mailto:hendra.lie@pwc.com">hendra.lie@pwc.com</a>	<b>Riyadi</b> <a href="mailto:riyadi.riyadi-c@pwc.com">riyadi.riyadi-c@pwc.com</a>
<b>Adrian Hanif</b> <a href="mailto:adrian.hanif@pwc.com">adrian.hanif@pwc.com</a>	<b>Hisni Jesica</b> <a href="mailto:hisni.j.jesica@pwc.com">hisni.j.jesica@pwc.com</a>	<b>Runi Tusita</b> <a href="mailto:runi.tusita@pwc.com">runi.tusita@pwc.com</a>
<b>Alexander Lukito</b> <a href="mailto:alexander.lukito@pwc.com">alexander.lukito@pwc.com</a>	<b>Hyang Augustiana</b> <a href="mailto:hyang.augustiana@pwc.com">hyang.augustiana@pwc.com</a>	<b>Ryuji Sugawara</b> <a href="mailto:ryuji.sugawara@pwc.com">ryuji.sugawara@pwc.com</a>
<b>Ali Widodo</b> <a href="mailto:ali.widodo@pwc.com">ali.widodo@pwc.com</a>	<b>Irene Satyanagara</b> <a href="mailto:irene.satyanagara@pwc.com">irene.satyanagara@pwc.com</a>	<b>Sukma Alam</b> <a href="mailto:sukma.alam-c@pwc.com">sukma.alam-c@pwc.com</a>
<b>Aman Santosa</b> <a href="mailto:aman.santosa-c@pwc.com">aman.santosa-c@pwc.com</a>	<b>Kianwei Chong</b> <a href="mailto:kianwei.chong@pwc.com">kianwei.chong@pwc.com</a>	<b>Surendro Supriyadi</b> <a href="mailto:surendro.supriyadi-c@pwc.com">surendro.supriyadi-c@pwc.com</a>
<b>Andrias Hendrik</b> <a href="mailto:andrias.hendrik@pwc.com">andrias.hendrik@pwc.com</a>	<b>Lukman Budiman</b> <a href="mailto:lukman.budiman@pwc.com">lukman.budiman@pwc.com</a>	<b>Susetiyo Putranto</b> <a href="mailto:susetiyo.putranto@pwc.com">susetiyo.putranto@pwc.com</a>
<b>Angeline</b> <a href="mailto:angeline.angeline@pwc.com">angeline.angeline@pwc.com</a>	<b>Made Natawidnyana</b> <a href="mailto:made.natawidnyana@pwc.com">made.natawidnyana@pwc.com</a>	<b>Sutrisno Ali</b> <a href="mailto:sutrisno.ali-c@pwc.com">sutrisno.ali-c@pwc.com</a>
<b>Anton Manik</b> <a href="mailto:anton.a.manik@pwc.com">anton.a.manik@pwc.com</a>	<b>Mardianto</b> <a href="mailto:mardianto.mardianto-c@pwc.com">mardianto.mardianto-c@pwc.com</a>	<b>Suyanti Halim</b> <a href="mailto:suyanti.halim@pwc.com">suyanti.halim@pwc.com</a>
<b>Antonius Sanyojaya</b> <a href="mailto:antonius.sanyojaya@pwc.com">antonius.sanyojaya@pwc.com</a>	<b>Margie Margaret</b> <a href="mailto:margie.margaret@pwc.com">margie.margaret@pwc.com</a>	<b>Tjen She Siung</b> <a href="mailto:tjen.she.siung@pwc.com">tjen.she.siung@pwc.com</a>
<b>Avinash Rao</b> <a href="mailto:a.rao@pwc.com">a.rao@pwc.com</a>	<b>Marlina Kamal</b> <a href="mailto:marlina.kamal@pwc.com">marlina.kamal@pwc.com</a>	<b>Turino Suyatman</b> <a href="mailto:turino.suyatman@pwc.com">turino.suyatman@pwc.com</a>
<b>Ay Tjhing Phan</b> <a href="mailto:ay.tjhing.phan@pwc.com">ay.tjhing.phan@pwc.com</a>	<b>Nicholas Sugito</b> <a href="mailto:nicholas.sugito@pwc.com">nicholas.sugito@pwc.com</a>	<b>William Christopher</b> <a href="mailto:william.christopher@pwc.com">william.christopher@pwc.com</a>
<b>Brian Arnold</b> <a href="mailto:brian.arnold@pwc.com">brian.arnold@pwc.com</a>	<b>Nikolas Handradjid</b> <a href="mailto:nikolas.handradjid@pwc.com">nikolas.handradjid@pwc.com</a>	<b>Yessy Anggraini</b> <a href="mailto:yessy.anggraini@pwc.com">yessy.anggraini@pwc.com</a>
<b>Dexter Pagayonan</b> <a href="mailto:dexter.pagayonan@pwc.com">dexter.pagayonan@pwc.com</a>	<b>Novie Mulyono</b> <a href="mailto:novie.mulyono@pwc.com">novie.mulyono@pwc.com</a>	<b>Yuliana Kurniadja</b> <a href="mailto:yuliana.kurniadja@pwc.com">yuliana.kurniadja@pwc.com</a>
<b>Enna Budiman</b> <a href="mailto:enna.budiman@pwc.com">enna.budiman@pwc.com</a>	<b>Oki Octabiyanto</b> <a href="mailto:oki.octabiyanto@pwc.com">oki.octabiyanto@pwc.com</a>	<b>Yunita Wahadaniah</b> <a href="mailto:yunita.wahadaniah@pwc.com">yunita.wahadaniah@pwc.com</a>
<b>Esa Perdana</b> <a href="mailto:esa.perdana@pwc.com">esa.perdana@pwc.com</a>	<b>Omar Abdulkadir</b> <a href="mailto:omar.abdulkadir@pwc.com">omar.abdulkadir@pwc.com</a>	
<b>Gadis Nurhidayah</b> <a href="mailto:gadis.nurhidayah@pwc.com">gadis.nurhidayah@pwc.com</a>	<b>Otto Sumaryoto</b> <a href="mailto:otto.sumaryoto@pwc.com">otto.sumaryoto@pwc.com</a>	

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)



PwC Indonesia



@PwC\_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [id\\_contactus@pwc.com](mailto:id_contactus@pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2025 PwC Tax Indonesia. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.